

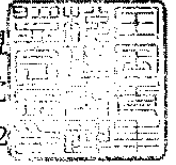


平成 22 年 2 月 4 日

日本公認会計士協会
会長 増田 宏一 殿

全国青年税理士連盟
会長 坂田 覚

東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-12
代々木リビン 401 号室
電話 03-3354-4162



抗 議 文

私たち全国青年税理士連盟は、全国の約 3,000 名の青年税理士が参加する団体です。私たちは納税者の権利擁護のために、より良い税理士制度・税務行政・税制が実現されることを目的に研究し、提言を行うなどの活動をしております。

さて、税に関する我が国唯一の専門家である税理士が抱えるべき税理士法は、法改正がされてから既に 8 年が経過し、この間の経済社会の著しい変化と、国民・納税者の益々高度化・複雑化している要請に対応するべく、制度の再構築の必要性がでてきました。そこで、次なる税理士法改正に向けて、日本税理士会連合会は平成 21 年 11 月 25 日付で「税理士法改正に関するプロジェクトチームによるたたき台」を税理士会会員に対して公表し、これをベースに全国の税理士会会員の議論を深め、法改正を目指しているところであります。

このような中、貴会は平成 22 年 1 月 14 日付にて、日本公認会計士協会 Z プロジェクトチーム構成員長黒田克司氏の名前で、『日税連「税理士法改正に関するプロジェクトチームによるたたき台」に対する意見提出方へのご対応お願い』という文書を各地域会会長宛に発出し、各地域会所属の税理士登録を行っている貴会の会員に対し、貴会独自の主張に基づく意見案（会計専門職 PT により取りまとめられた「考え方」）を、組織的に税理士会へ提出するよう要請されているようです。

公認会計士で税理士登録をされている方が、「税理士として」自らの考える主張を税理士会に述べられるのは当然の行為であります。高い公共性を持つ職業専門家団体である貴会が、他の職業専門家団体である税理士会に対し、自己の既得権益を守らんがばかりに会員を扇動してこのような行為を行うことが、資本市場の公正性と信頼性を担う公認会計士の職業専門家団体のされることではありませんか。

このような貴会の行為は、税理士会への干渉行為であり、間接的な圧力行為であります。また、独立した公正な立場で国民・納税者の納税義務の適正な実現を担う税理士の誇りを踏みにじる行為でもあります。

当連盟は、貴会の今回とられた行為に対し強い憤りを感じるとともに断じて看過することはできず、ここに強く抗議をするとともに、発せられた文書の撤回を求めます。

以 上